

オープンスペースを憩い・賑わいが生み出される「居心地の良い空間」とするためには、
周辺状況の異なるオープンスペースごとに、

地域の課題・ニーズ等を適確にとらえたコンセプトを設定すること、

そのコンセプトに沿ってつくり方（しつらえ）を考えることが必要となります。

適確なコンセプトに沿ってつくられたオープンスペースは、

そのポテンシャルが最大限に発揮され、都市空間、都市活動を豊かにすることができます。



第二章 整備基準

オープンスペースの整備について

第1. オープンスペースの種類、区分	… P.18
第2. オープンスペースの必要基準と推奨基準	… P.21
1. オープンスペース共通の必要基準	… P.22
2. 移動空間の必要基準	… P.27
3. 移動空間の推奨基準	… P.30
4. 滞在空間の必要基準	… P.33
5. 滞在空間の推奨基準	… P.36
第3. オープンスペースの評価	… P.39
1. 有効なオープンスペース率の算定方法	… P.41

第1. オープンスペースの種類、区分

本基準においては、オープンスペースの種類を“移動空間”と“滞在空間”に大別し、機能や整備の内容により、オープンスペースの区分を設定します。

オープンスペースの種類、区分は下表のとおりとする。

種類	区分	整備内容
移動空間	歩道状通路①	通行に必要な幅員が確保されている前面道路の歩道の歩行環境を向上させる通路状の空間
	歩道状通路②	通行に必要な幅員が確保されていない前面道路を補完するよう、前面道路とあわせて必要な幅員を確保する通路状の空間
	歩道状通路③	歩道状通路②のうち、街区の一辺にわたるもの
	通り抜け通路	都市における歩行者ネットワークとして、公共空間又は公共的空間を相互に連絡する通路状の空間
滞在空間	憩い広場	日常的に利用者に憩いや安らぎを与える広場状の空間
	憩い・賑わい広場①	憩い広場のうち、賑わい連携機能※ ¹ 又は賑わい創出機能※ ² を有するもの
	憩い・賑わい広場②	憩い広場のうち、賑わい連携機能※ ¹ 及び賑わい創出機能※ ² を有するもの
その他		市長が必要と認める整備内容※ ³

※1 賑わい連携機能を有するもの

沿道の賑わいを生み出す商業文化施設、地域魅力発信施設、その他市長が必要と認める賑わい施設等（以下「賑わい施設等」という。）が、原則として建築物の当該滞在空間に面する長さの5割以上で配置されたもの

※2 賑わい創出機能を有するもの

イベントの開催や移動販売車の設置などの賑わい創出に資する活用に必要な設備、構造等を備えた空間を150㎡以上有するもの

※3 市長が必要と認める整備内容

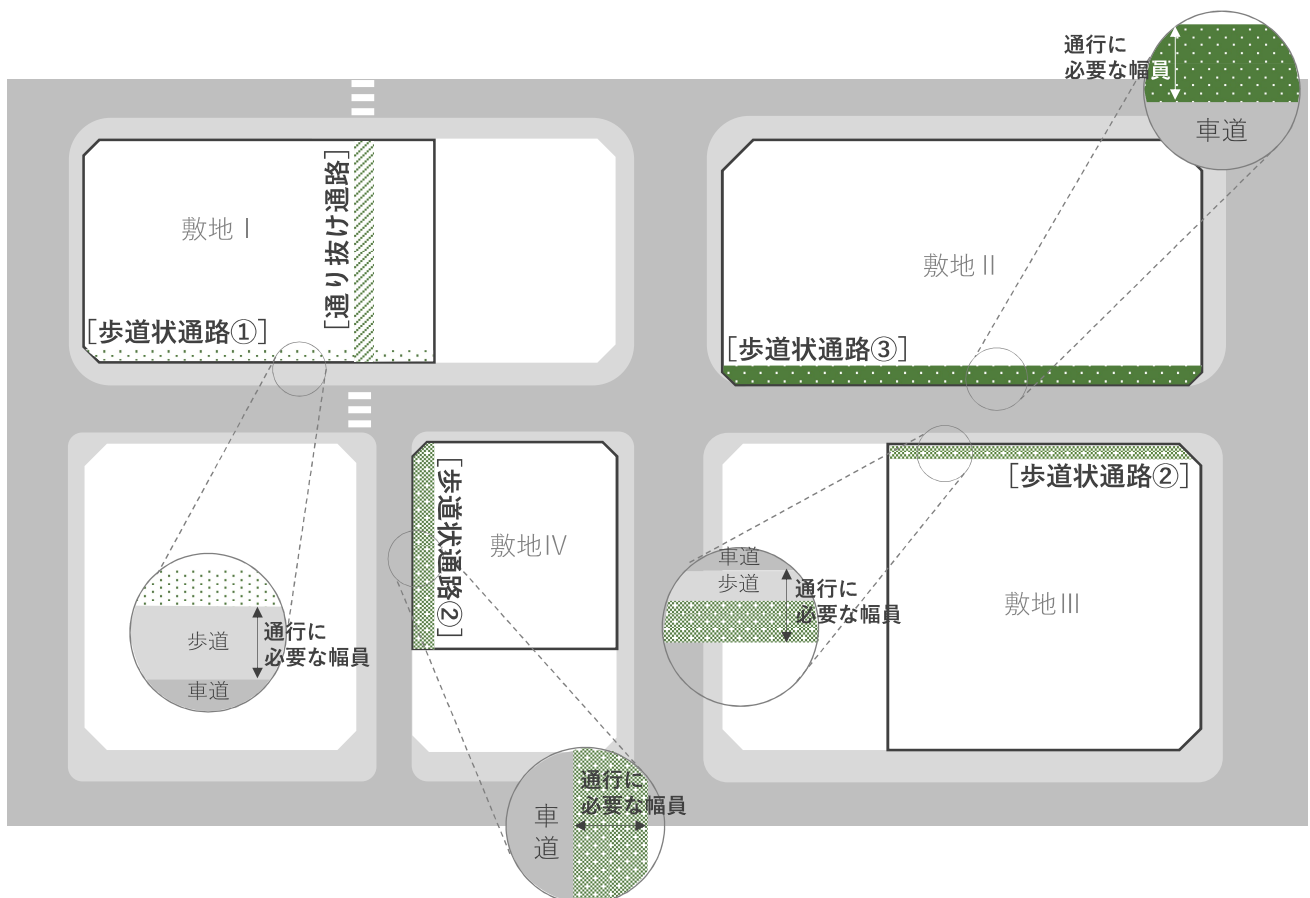
事業者の創意工夫により提案される整備内容のうち、市長が必要と認めるもの

※「賑わい施設等」については、「なごや集約連携型まちづくりプラン」における誘導施設の考え方を参考に運用するものとします。

移動空間

歩道状通路①、歩道状通路②、歩道状通路③、通り抜け通路

- 通路状の「移動空間」は、都市の公共空間である歩道等を補完し、より安全、便利で快適な歩行環境を提供するものです。
- 移動空間には、公共空間のうち道路に沿って設ける通路と、敷地を自然に通り抜けるよう設ける通路のほか、地下街やデッキといった立体的公共空間や公共的空間の通路と接続する通路があります。
- こうした通路の整備により、歩行空間や歩行者ネットワークが拡充され、歩行者密度の低減、目的地までの移動距離の短縮などにより、都市の歩行環境やサービスレベルを向上させることができます。
- その機能確保に必要な移動空間の条件としては、公共空間等をシームレスに接続すること、歩行者の安全を確保するため、原則として段差や障害物を設けず、良好な見通しを確保することなどが重要です。
- より高質な歩行空間を提供するためには、周辺状況に応じた機能の付加（バス停付近で待合スペースを設置する等）や快適性、魅力の向上（緑視率を高める・夜間景観を演出する等）に取り組むことが重要です。
- 利便性に加え、快適性や魅力を備えた移動空間は、都市の歩行環境の向上に寄与し、通勤・通学だけでなく、余暇の散策などにも適した歩行空間となることで、歩行者の増加や回遊性の向上が期待されます。



通行に必要な幅員等については第2. 2. 移動空間の必要基準（P.27～）を参照してください。

滞在空間

憩い広場、憩い・賑わい広場①、憩い・賑わい広場②

- 広場状の「滞在空間」は、公共空間の公園や駅前広場などとともに、都市の滞在性を高め、人々に憩いや安らぎの場を提供するものです。
- あわせて、移動販売車の配置や飲食店のテラス席の設置、イベントの開催等により、賑わいや交流を創出することができます。
- こうした広場の整備により、まちを訪れる人々の居場所や新たな目的地が創出され、様々な活動が展開されることにより、まちの居心地を高めることができます。
- その機能確保に必要な滞在空間の条件としては、公共空間等からシームレスに訪問できること、利用者のニーズに応じた適切な規模の空間が確保され、滞在に適したベンチを設置することなどがが必要です。
- より高質な滞在空間を提供するためには、休息利用だけでなく、多様な利用形態（移動販売車の配置、飲食店のテラス席設置、イベントの開催など）を受け入れることができる設備を備えるとともに、快適性や魅力向上（緑視率の向上や夜間景観の演出など）に取り組むことが重要です。あわせて、オープンスペースに面する建築物の用途（賑わい施設等）との連携も効果的です。
- 多様な機能と魅力を備えた居心地の良い滞在空間は、市街地の滞在環境の向上に寄与し、来訪者や交流人口の増加、まちの魅力・活力の向上が期待されます。

コラム：「リンク（移動）」&「プレイス（滞在）」機能

公共空間や公共的空間の機能は、①自家用車や公共交通機関、自転車等を利用して人やモノが通行するための空間、あるいは、歩行者が通行するための空間としての「リンク（移動）」としての機能と、②人々が滞在・交流し、様々な活動を繰り広げられる空間としての「プレイス（滞在）」としての機能に、概念的に大別されます。

オープンスペースの空間配分を考える上では、これら2つの機能の双方を総合的に捉えつつ、その構成を検討していくことが大切です。



リンク（移動）機能

人やモノが移動するための機能

公共交通・乗用車・貨物車・自転車・徒歩等で目的地までの移動が行われる



プレイス（滞在）機能

多様な活動を繰り広げる場としての機能

立ち止まる・座る・食べる・遊ぶ・買い物をする・パフォーマンスを行う等の活動が行われる

出典：ストリートデザインガイドライン（国土交通省）を基に加筆

第2. オープンスペースの必要基準と推奨基準

オープンスペースの整備基準の種類は下表のとおりとする。

必要基準	オープンスペースの公開性や機能を確保するために必要な基準
推奨基準	オープンスペースの高質化（多様なニーズや課題に対応する機能の充実、快適性や魅力の向上等）を実現するために推奨される基準

必要基準

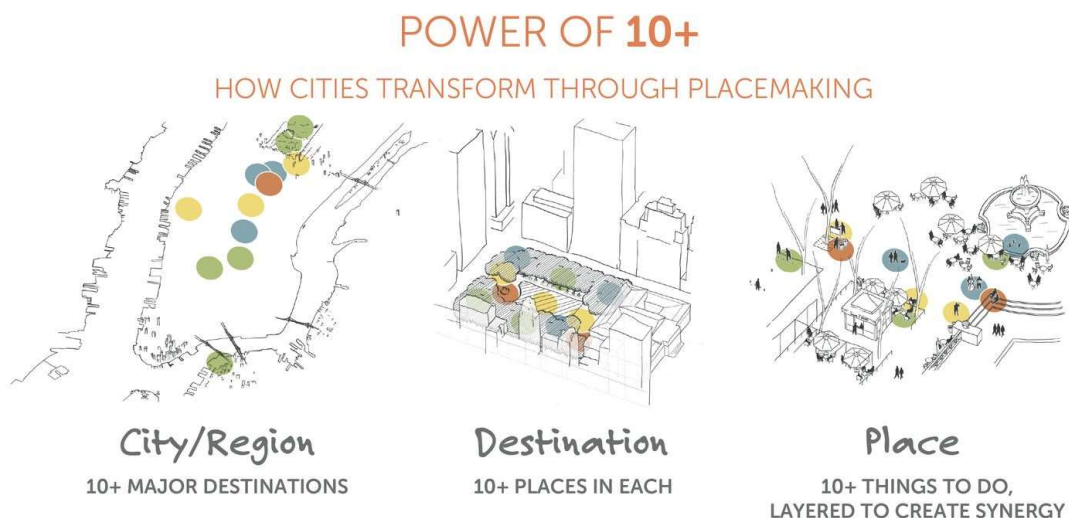
- オープンスペースとしての機能を適切に確保するために必要な基準です。
- オープンスペースの整備により、建築物の容積率の割り増し等の緩和を受けるための必須要件です。

推奨基準

- オープンスペースの機能の更なる充実、快適性や魅力の向上に資する取り組みとして、推奨される基準です。
- 推奨基準の適合度に応じて段階的に容積率を割り増すことができます。

コラム：都市に必要な10ヶ所以上の“目的地”と10ヶ所以上の“居場所”

ニューヨークのNPO法人のツール「Power of 10+」によれば、都市が新しい住民、ビジネス及び投資を引きつけるには、どのような規模の都市も、最低10ヶ所、人々が居たいと思う“目的地”（広場、大通り、ウォーターフロント、公園、美術館等）を有する必要がある、さらに各目的地に、10ヶ所以上の“居場所”（座る場所、遊ぶ場所、絵を描く場所、音楽を聴く場所、食べる場所、歴史を感じる場所、人に会う場所等）があることが必要とされています。



出典：「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生
（都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会）を基に加筆

第2. 1. オープンスペース共通の必要基準

(1) 配置、形状及び規模並びに周囲のしつらえ等は、オープンスペースの整備目標、整備方針、整備後の運営方針を踏まえ、有効に機能するものとする。

- ① 前面道路に接する部分には、歩道の整備状況、交通状況、まちづくりの方針等を踏まえ、適切な種類・区分、形状、規模のオープンスペースを配置する。
- ② 駐車場、設備機器、ごみ置き場等はオープンスペースに直接面しない配置とし、やむを得ず配置する場合は、目隠しを設置するなど景観に配慮する。
- ③ 建築物の1階のオープンスペースに面する部分には住室及び住戸を設けない。
- ④ 車両動線は、原則としてオープンスペースを分断しない計画とし、やむを得ず分断が生じる場合は出入口の集約化等により必要最小限の範囲とする。
- ⑤ 屋根がかりを設ける場合、公共空間や公共的空間からの視認性に留意するとともに、規模に応じた適切な天井高（天井又ははり下の高さのうち小さい寸法をいう。以下同じ。）とし、最低2.5m以上確保する。

(1) ①

前面道路において、通行に必要な幅員が確保されていない場合や景観計画等により歩行者空間の確保が規定されている場合等は、まず歩行部分を確保してください。通行に必要な幅員が確保されている場合は、原則として滞在空間としてください。

(cf.2.移動空間の必要基準(3)①)

(1) ②③

誰もが利用しやすく居心地の良い空間とするため、オープンスペースから見える部分については、修景に配慮するとともに、専用の空間として認識されないようなしつらえとしてください。

(1) ④

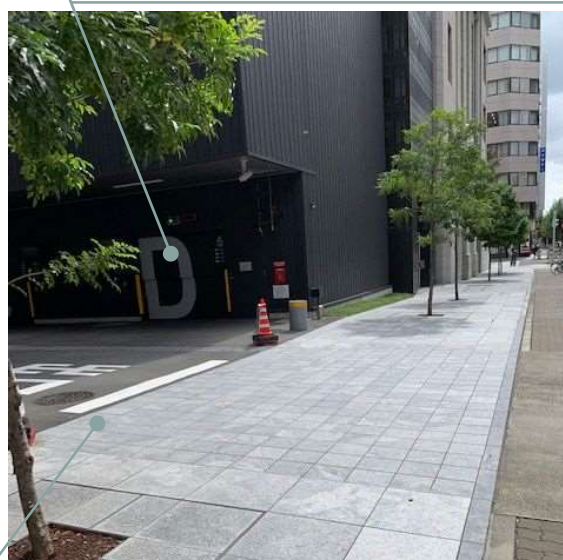
車路によるオープンスペースの分断は、移動・滞在機能の低下につながります。駐車場の配置計画の検討の際には、利用者の安全対策にも配慮した計画としてください。

(1) ⑤

屋根がかりの空間は、天候に左右されず、快適な移動空間として有効であるとともに、滞在空間においても適切に計画することで効果的な場合もあります。規模や形状、想定した使い方に応じ、十分な天井高を確保するとともに、柱等により視認性を阻害しないよう留意してください。

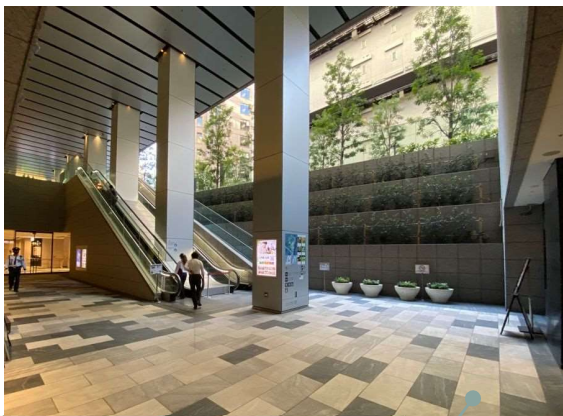
事例

②：駐車場の正面をオープンスペースに正対させない向きで配置するとともに、景観に配慮した意匠計画



④：オープンスペース内の車路内外の舗装を調和させるとともに、オープンスペースの前に停止線を計画し歩行者の安全に配慮

事例



⑤：十分な天井高をもつ屋根がかりにより開放性のある移動空間を形成

第2. 1. オープンスペース共通の必要基準

(2) デザイン（色彩、素材等）は、有効に機能し、魅力的な都市空間の形成に資するよう、敷地内の建築物や周辺環境と調和したものとすること。

- ① オープンスペースに面する道路の特性や敷地周辺の状況、まちづくりの方針等を踏まえ、しつらえとする。
- ② 連続した移動環境や滞在環境が形成されるよう、敷地周辺の公共空間や公共的空間との調和、一体化を図る。
- ③ 使用する色彩は、まとまりのある配色とする。
- ④ 構成する素材は、使い方を想定し、憩いや賑わいの演出に資するよう選定する。
- ⑤ 案内サインや広告・看板等を設置する場合、極端に華美な印象とならないよう、動光を伴う標示は原則として使用しない。

(2) ①②

第一章第5.基本方針(2)のStep1で把握した内容を踏まえ、建築物や敷地単位のみでなく、周辺環境や沿道全体としての調和や一体感を考慮したしつらえとしてください。

(2) ③

高彩度の配色や広い面積における多色配色等は、周辺の街並みなどと不調和となる恐れがあります。

高彩度の補色配色などは控え、統一感のある配色となるよう、配慮してください。

(2) ④

通行の用に供する空間を構成する舗装材は、降雨時に滑りやすい素材や照り返しの強い素材を用いず、歩きやすい素材を選択し、安全性や機能性を確保してください。

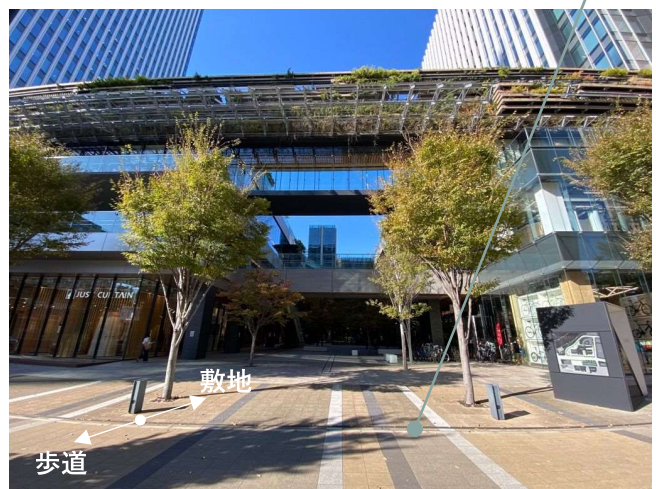
さらに、舗装デザインは、色替え等による空間の区分やリズム感の演出にも有効です。その他にも、椅子やテーブルは人が触れるものであることを考慮するなど、想定する使い方に応じ、適切な素材を選択してください。

(2) ⑤

サインや広告は、人目につきやすいものであることが求められますが、情報伝達機能のみに特化した場合、居心地を阻害させる恐れがあります。デザイン性を高めることにより、憩いや賑わい、洗練さを演出しつつ、周辺環境と調和したデザインとしてください。

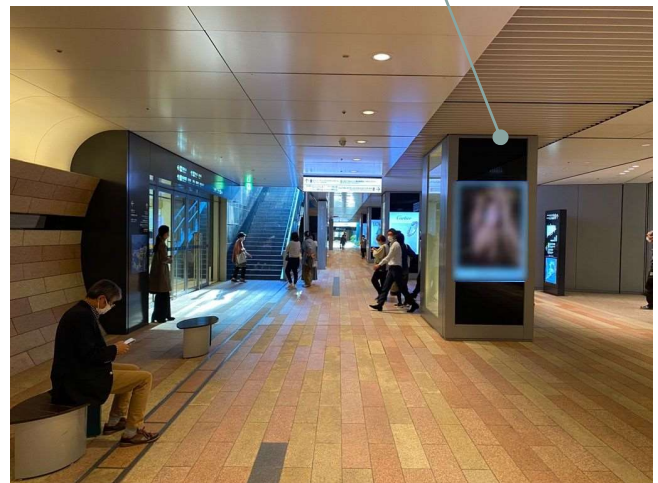
事例

- ①④：歩道の舗装をあわせてしつらえるとともに、色替えによりリズム感を演出



事例

- ⑤：柱を活用してデザイン性の高い広告を設置するとともに照明を合わせることで明さを演出



第2. 1. オープンスペース共通の必要基準

(3) 誰もが安心・安全に利用できるものとする。

- ① 点字ブロックやスロープの設置などバリアフリーに対応した整備を行うとともに、通路の平坦性確保や案内サイン等におけるピクトグラムの採用など、ユニバーサルデザインの視点を導入する。
- ② 想定する利用時間帯を考慮して、自然光や照明による明るさ、見通しや人目を確保する。
- ③ 建築物の開口部やバルコニー等がオープンスペースに面する場合は、当該部分からの水平距離が、当該部分の高さの平方根の2分の1以内で落下物のおそれのある部分においては、危険防止対策を講じる。
- ④ オープンスペースを屋上等に設ける場合、防風フェンスや落下防止柵を設けるなど安全対策を講じる。

(3) ①

バリアフリーは、高齢者や障害者などのために現に存在するバリアをなくすことであり、ユニバーサルデザインは、最初から可能な限りすべての人に使いやすい設計をしてバリアがないものとする事です。誰もが利用するオープンスペースの整備にあたっては、バリアフリー整備を行うとともにユニバーサルデザインの考え方を取り入れる必要があります。

(3) ②

自然光や照明の確保により、昼夜を問わず明るく安心感のある空間を整備してください。
季節により終日日影を生じる部分については、賑わいを創出する用途を導入することや見通しを確保することなどにも配慮してください。

(3) ③

以下の例により、建築物からの落下物に対する危険防止の措置を講じてください。

(例1) 屋根や庇等による落下物のおそれのある部分への落下防止対策

(例2) 植栽帯等による落下物のおそれのある部分に不特定の人が進入できない対策

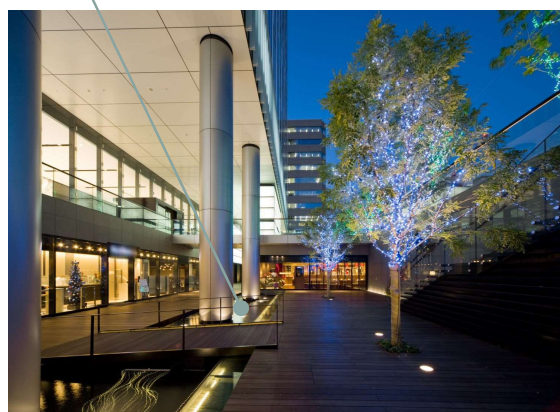
※一団の面積に対し局部的な場合に限る

(3) ④

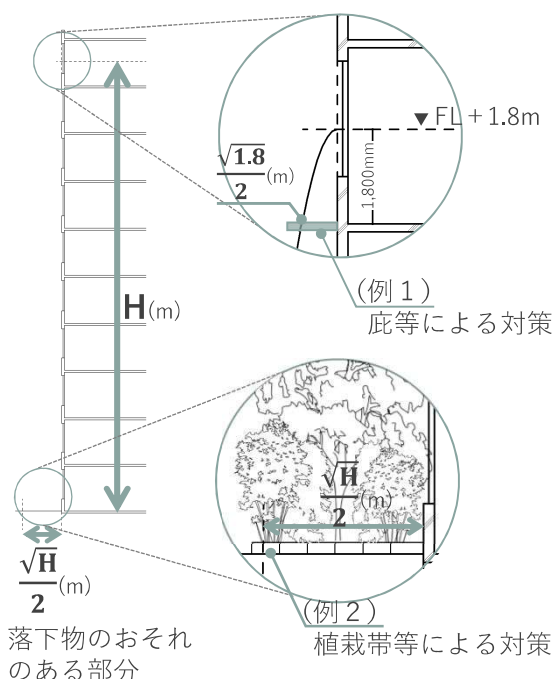
日常安全かつ快適に利用できるよう、屋上等の場合は防風フェンスや落下防止柵を設けるなど防風・安全対策を講じてください。

事例

②：自然光とあわせて照明により明るさを確保するとともに、賑わい施設を導入し人目を確保



イメージ



第2. 1. オープンスペース共通の必要基準

(4) 利用者に安らぎを与え、都市にうるおいをもたらすよう、オープンスペースを有効に緑化すること。

- ① 利用者の目に触れるよう緑化する。
- ② 屋外のオープンスペースにおいては、歩行環境向上部分及び滞在空間のうち屋外の面積の合計の20%以上の緑化面積を確保する。
- ③ 将来にわたり維持されるよう配慮した、配置、樹種、植栽基盤等とする。

(4) ①

利用者の目に触れる部分に緑化をすることで、憩いを創出することができます。
また、植栽により、空間のシンボルやアイストップの機能、移動する空間と滞在する空間を分節する機能ややわらかいエッジの創出機能など、空間を効率的・効果的に活用することが可能になります。

事例



①②：見通しを確保しつつエッジにより憩いの空間の創出

(4) ②

緑量感の創出は重要ですが、見通しを確保するなど、視線の抜けに配慮した植栽の配置が必要となります。
枝下空間が確保された高木を配置することや壁面緑化をするなど、見通しが確保されたみどり豊かな空間を創出してください。

事例



③：動線を阻まない適切かつ効果的な配置と植栽基盤

(4) ③

樹種に応じた将来的な樹形、根の形態を考慮し、適切な位置、間隔、密度の配置計画とし、植栽の育成に適した植栽基盤を確保してください。

参考 樹木・地被植物の高さ(※)と主な種類(※一般的な仕立て方での高さ)

高木 (4.0m以上)	アカシデ、イロハモミジ、クロガネモチ、ゲッケイジュ、ケヤキ、シマトネリコ、シラカシ、センダン、タブノキ、ヤマモモなど
中高木 (2.5m以上4.0m未満)	アラカシ、ウメ、オリーブ、カキ、カクレミノ、カリン、サカキ、ナツツバキ、ハナミズキ、ヒトツバタゴ、ヤマボウシ、エゴノキなど
中木 (1.0m以上2.5m未満)	カナメモチ、キョウチクトウ、キンモクセイ、サザンカ、シャクナゲ、ツバキ、ハナカイドウ、ヒイラギナンテン、レッドロビンなど
低木 (0.3m以上1.0m未満)	アジサイ、コデマリ、サツキツツジ、シャリンバイ、ナンテン、ヒサカキ、ビヨウヤナギ、ヤマブキ、ユキヤナギ、ローズマリーなど
地被	アカンサス、クリスマスローズ、ササ類、タマリユウ、フィリヤブラン、ヘデラ、ヤブコウジ、ヤブラン、リュウノヒゲなど

出典：まちなみ緑化ガイドライン（名古屋市緑政土木局）

第2. 1. オープンスペース共通の必要基準

(5) 設置する工作物等は、有効に機能するとともに、十分な強度と耐久性を有するものを選定すること。

- ① 工作物等は、オープンスペースの機能を阻害しない配置とする。
- ② コミュニティサイクルポートを設置する場合、誰もが利用しやすい場所に配置するとともに、オープンスペースの利用や通行等の妨げとならないよう配慮する。
- ③ オープンスペースの標示板を適切な位置に配置する。標示板の素材は、耐候性、耐久性が高く、かつ、容易に破損しないものとする。
- ④ 広告・看板等はできる限り集約化し、オープンスペースの機能を阻害しないものとする。
- ⑤ 公共空間から視認しづらい位置にオープンスペースを設ける場合や、公共施設等への経路として移動空間を設ける場合、案内サインをわかり易い位置に配置する。

(5) ①②

多様な使い方を受け入れる空間となるよう、良質な椅子・テーブル等の配置や可動式の採用などを検討してください。固定されるものを設置する場合は多様な使い方を妨げないように留意してください。

特に、コミュニティサイクルポートを設置する場合は、自転車の引きしろも含め動線の交錯などが生じないような配置・形状としてください。

(5) ③

オープンスペースの標示板は、日常一般に開放された空間であることが公衆に周知できる位置に配置してください。

また、標示板の材質は、設置する場所に応じて適切なものを採用してください。

(5) ④

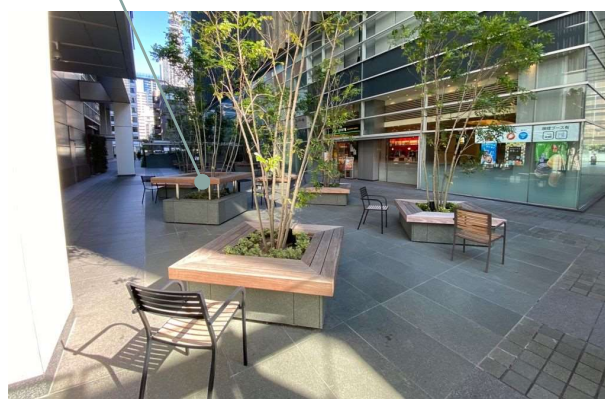
原則としてテナントごとの広告や看板等は設置せず、複数のテナントが入居する施設等の場合においても広告や看板等は集約化してください。

(5) ⑤

サインの機能として案内性や視認性を確保するとともに多言語化やピクトサインの採用に努めてください。

事例

- ①：ツリーサークルと一体となった様々な高さのカウンターと可動椅子の設置により多様な利用を実現



事例

- ③：適切な材質の標示板をツリーサークルを活用しつつ歩道から見やすい位置に配置



第2. 2. 移動空間の必要基準

【共通】

(1) 歩行部分（通行に必要な幅員を確保する通路状の空間をいう。以下同じ。）は、専ら通行の用に供する部分として有効に機能するよう整備すること。

- ① 原則として工作物等を設置しない。
- ② 原則として歩行部分や歩行部分に隣接する歩行空間等との段差は設けない。
- ③ 一の経路ごとに同一幅で確保する。

(2) 歩行環境向上部分（前面道路の歩道や歩行部分の歩行環境を向上させる通路状の空間をいう。以下同じ。）は、整備目標、整備方針、整備後の運営方針を踏まえ、有効に機能するよう整備すること。

- ① 歩行環境向上部分には、植栽、ベンチ、照明その他の歩行環境を向上させるための工作物等を設置する。
- ② 歩行環境向上部分の幅は、工作物等を有効に機能させるために必要な幅員（原則として0.5m以上2m以内）を確保するものとし、一の経路ごとに同一幅で確保する。

(1) ①②③

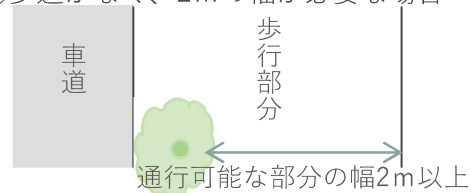
歩行部分は、快適な歩行空間を形成するため、同一幅で整備し、全幅にわたって通行利用できるよう、原則として植栽を含む工作物等を設置しないでください。ただし、歩道状通路における防風対策としての植栽で支障がないと認められる場合※や、歩道のない道路に面する歩道状通路における安全対策としてのポラードを設ける場合など、やむを得ないと認められるものは例外として設置できることとします。また、歩行部分と歩道や滞在空間内の歩行空間など、連続した歩行空間を形成する部分との段差は原則として設けないものとしてください。

※防風対策としての植栽で支障がないと認められる場合

例①歩道に接し、4mの幅が必要な場合



例②歩道がなく、2mの幅が必要な場合



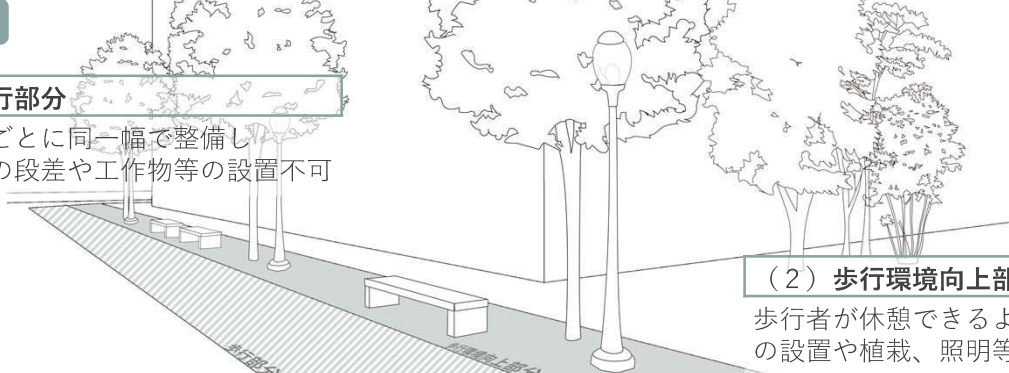
(2) ①②

歩行環境向上部分に設置する工作物等については、歩道や歩行部分の歩行環境を向上することができるものとし、歩行部分とのバッファ（緩衝帯として0.2m幅を目安）を適切に設けてください。なお、歩行環境向上部分に沿って敷地内の滞在空間を設ける場合や、公共空間、公共的空間に隣接する場合については、当該部分からの視認性や一体性の確保に留意してください。

イメージ

(1) 歩行部分

一の経路ごとに同一幅で整備し、歩道等との段差や工作物等の設置不可



(2) 歩行環境向上部分

歩行者が休憩できるようなベンチの設置や植栽、照明等を設置可

第2.2. 移動空間の必要基準

【歩道状通路】

(3) 前面道路の歩道の整備状況や通行量、まちづくりの方針等を踏まえ、前面道路の機能や歩行環境の向上に資するものとする。

①「歩道状通路①」は、前面道路の歩道の歩行環境を向上させる歩行環境向上部分を整備する。

②「歩道状通路②」及び「歩道状通路③」は、前面道路とあわせて通行に必要な幅員が確保されるよう、道路に沿って歩行部分を整備するとともに、必要に応じて歩行環境向上部分を整備する。

③歩行部分は、前面道路の歩道の整備状況や通行量、まちづくりの方針等を踏まえ、通行に必要な幅員（歩道とあわせた幅員とし、原則として主要な道路は4m、その他の道路は2mを目安とする）を確保する。

(4) 歩行部分及び歩行環境向上部分は、前面道路と一体的に利用できるよう整備するとともに、隣地との連続性に配慮すること。

① 前面道路に接する敷地の端から端まで連続して整備する。

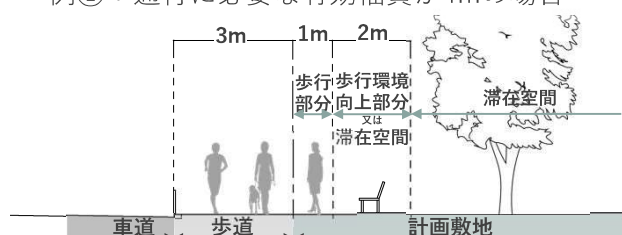
② 前面道路の歩道と段差を設けず、調和した仕上げとする。

③ 原則として敷地内において隣地との連続性を妨げないものとする。

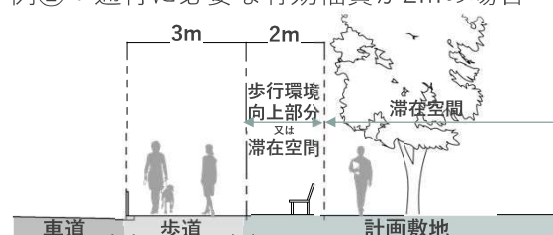
(3) ①②③

前面道路が主要な道路（通行量の多い道路やまちづくりの方針等における都市軸など）で歩道の幅員が4m未満の場合は、歩道とあわせて4mの歩行空間を確保できるよう、歩行部分を整備してください。その他の道路の場合は、2mの歩行空間が確保できるよう歩行部分を整備してください。なお、景観計画等により歩行空間の確保が求められている場合等の必要な幅員は、別途定めるものとします。

例①：通行に必要な有効幅員が4mの場合



例②：通行に必要な有効幅員が2mの場合

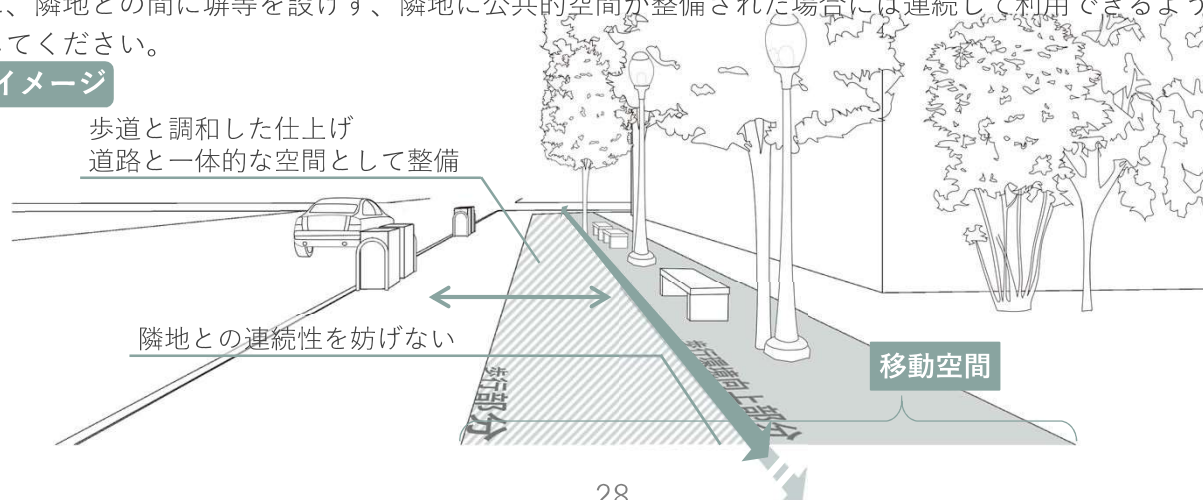


(4) ①②③

前面道路に歩道がある場合、歩道と一体的に有効な歩行空間として利用できるよう、整備するとともに、隣地との間に塀等を設けず、隣地に公共的空間が整備された場合には連続して利用できるようにしてください。

イメージ

歩道と調和した仕上げ
道路と一体的な空間として整備



第2. 2. 移動空間の必要基準

【通り抜け通路】

(5) 都市の新たな歩行者ネットワークとして有効に機能するよう、公共空間又は公共的空間を相互に連絡するものとする。

①歩行者の交通利便の増進や回遊性の向上に資するよう、自然に通り抜けることができる歩行部分を整備するとともに、必要に応じて歩行環境向上部分を整備する。

②歩行部分は、周辺状況等より想定する通行量に応じ、通行に必要な幅員（原則として屋外は2m、屋内は4m）を確保する。

③公共的空間として通り抜け可能な通路であることが容易に認識できるような配置や形状等で整備するとともに、見通しの確保や必要に応じて案内サインを設置する。

(6) 地下通路や地上デッキとの接続などにより、立体的な歩行者ネットワークを整備する場合は、地上レベルにある公共空間へのバリアフリー動線が確保できるものとする。

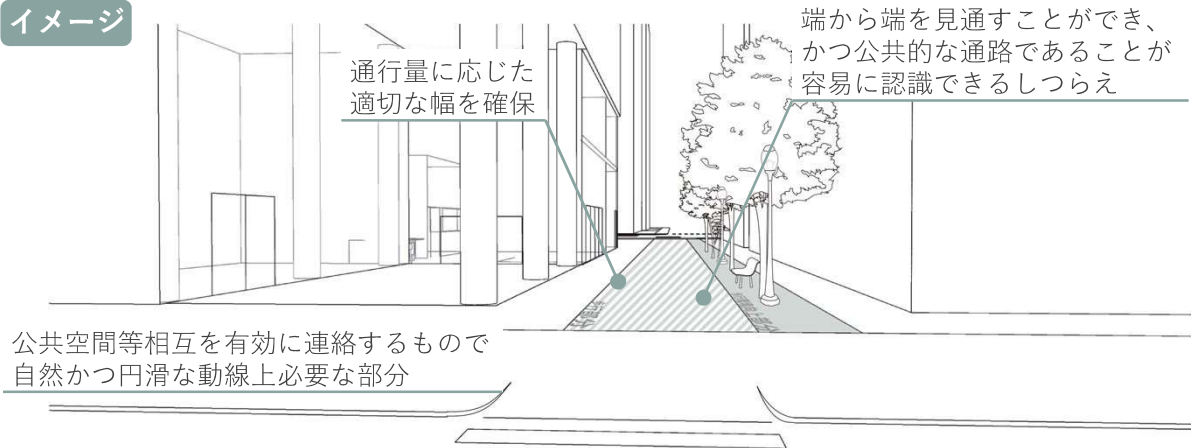
①原則として円滑に歩道等の公共空間へ通り抜けることができるエレベーターやエスカレーター等を敷地内に設置する。

(5) ①②③

動線上の近道となる（ショートカット機能）など、交通利便の増進に資する通路として整備してください。また、歩きたくなる（修景施設や賑わい施設等と一体的に機能）など、回遊性の向上に資する通路として整備することも考えられます。

いずれの場合も、自然に通り抜けられるよう公共空間や公共的空間を相互に接続することが必要です。公共的空間として誰もが自由に通行できる通路であることがわかるよう、わかりやすい配置計画とし、適切な天井高の確保、案内サインの設置など、公開性を確保してください。

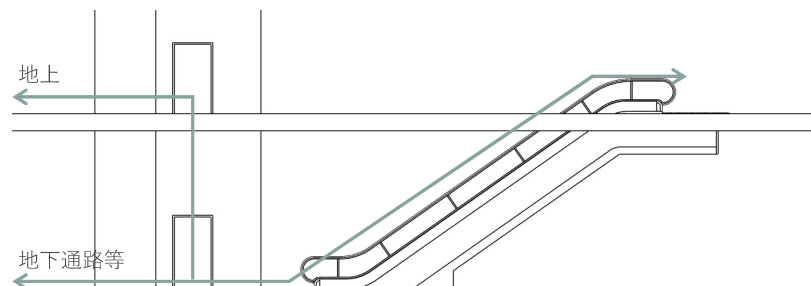
イメージ



(6) ①

地下通路や地上デッキ等の公共空間や公共的空間と立体的な歩行者ネットワークを形成する場合、構成する通路はバリアフリー整備を行い、当該通路から公共空間である歩道等に至るバリアフリー動線を確保してください。

イメージ



第2. 3. 移動空間の推奨基準

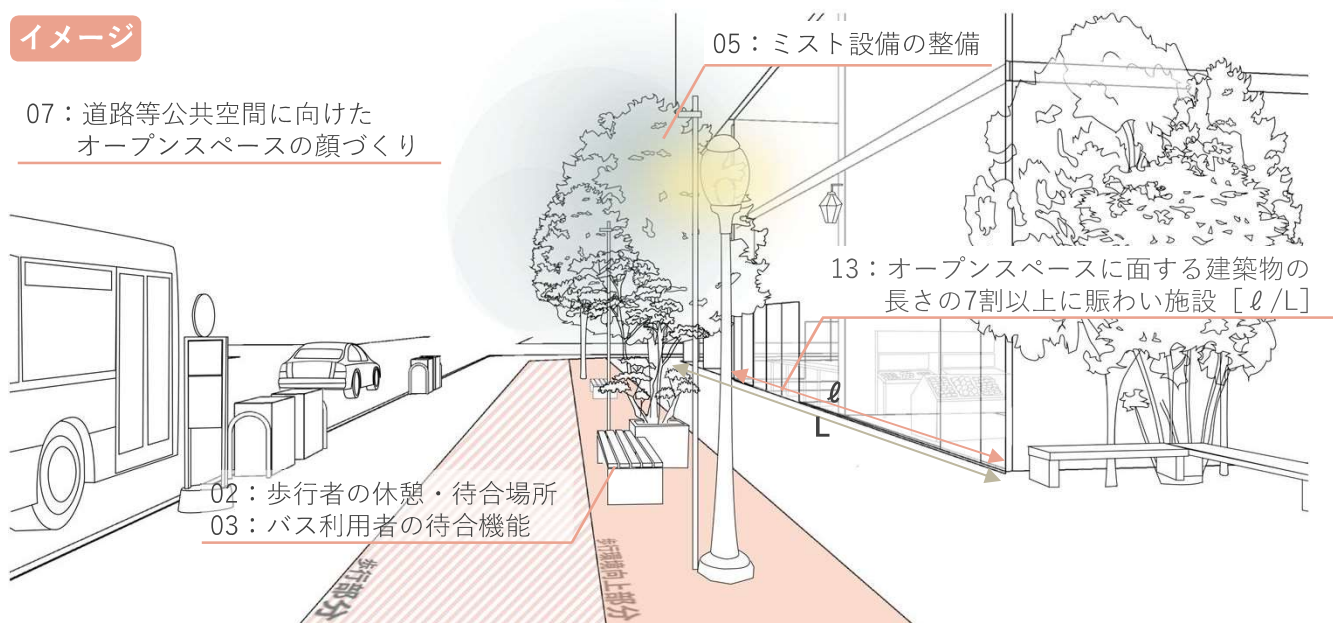
分類	推奨事項
機能性	01 隣地とあわせて、街区の一辺にわたる歩道状の通路を確保
	02 歩行者の休憩、待合場所（ベンチ等）の設置
	03 02のうち交通機関（バスやタクシー等）の待合機能を備えるもの
快適性	04 日差し、雨対策（効果的な屋根がかりや緑陰等の整備）
	05 良好な温熱環境の創出（屋外：ミスト設備の整備、屋内：空調設備の整備）
	06 良好な視環境の創出（屋外：高緑視率の確保、屋内：自然光の導入）
都市魅力	07 街並みの印象を高める顔づくり
	08 夜間景観の演出（高質な夜間照明の整備）
	09 オープンスペースの修景（水景施設、オブジェやアート等の設置）
みどり	10 高質な緑化（緑化施策上の認定や認証を受ける植栽）
	11 特に高質な緑化（緑化施策上の認定や認証を受ける植栽のうち、特に高質な植栽）
賑わい	12 賑わい施設等を、原則として建築物の当該移動空間に面する部分の長さの5割以上で配置
	13 賑わい施設等を、原則として建築物の当該移動空間に面する部分の長さの7割以上で配置
その他	14 市長が必要と認める事項

※ 12及び13については、第2. 4. 滞在空間の必要基準（3）に適合しなければならない。

※ 14については、事業者の創意工夫により提案される事項のうち、市長が必要と認めるものとする。

イメージ

07：道路等公共空間に向けた
オープンスペースの顔づくり



01

当該移動空間の歩行部分と隣地の部分で連続性や一体性が確保され、公共的空間として担保※されるものを対象とします。

※歩行部分に供することを関係者が協定等を締結しているものなど

02

歩行者が移動中の休憩や待合等に利用できるベンチ等を設置するもので、原則として、移動空間の長さ10m以内ごとに、ベンチ等を設置するものを対象とします。

03

当該移動空間に隣接するバス停やタクシー乗り場などの付近において、交通機関の利用者や歩行者が待合や休憩等に利用できるベンチ等を設置するもので、複数人が座れるものを対象とします。

04

快適な歩行環境を確保するため、日差しや雨などの天候対策として連続性のある効果的な屋根がかりや緑陰※を整備するものを対象とします。
※原則として移動空間の縦断方向に連続的に高木が整備されたものを対象とします。

05

良好な温熱環境を確保するため、屋内の場合は空調設備、屋外の場合は夏の暑さ対策に有効なミストの噴霧設備等を整備するもので、一の経路全体で、開放時間中、良好な温熱環境が確保されるよう適切に運営するものを対象とします。

06

良好な視環境を確保するため、利用者の緑視率を高めるよう植栽を整備するもの（屋内の移動空間においては、緑視率を高める植栽整備に加え、自然光が導入されるもの）を対象とします。

例① 壁面沿いに面的な植栽や壁面緑化を整備

② 滞在空間等に隣接する場合、

滞在空間等との行き来に配慮し高木を整備

07

街並みの印象を高めるため、道路等の公共空間に向けてオープンスペースの顔づくりを行うもので、景観アドバイザー等の意見聴取を経たものを対象とします。

例① 魅力的な景観となるボリューム感のある高木の並木道を一定以上の長さで整備

② コンセプトを持ったアートやオブジェを通りに沿って連続的に配置

③ 通り沿いに、ボリューム感とコンセプトのあるデザイン性の高い賑わい施設等を配置

④ 通り沿いに水景施設と夜間照明を整備

08

洗練された魅力ある夜景を演出するため、周辺の街並みと調和した高質な夜間照明を整備するもので、景観アドバイザー等の意見聴取を経たものを対象とします。

09

オープンスペースの修景のため、水景施設、アートやオブジェなどを設置するもので、景観アドバイザー等の意見聴取を経たものを対象とします。

10

緑化施設評価認定制度「NICE GREEN なごや」の「良好な緑化」以上の評価認定を受けるもので、原則として一の経路の過半以上から当該緑化の部分が容易に視認できるものを対象とします。

11

緑化施設評価認定制度「NICE GREEN なごや」の「優秀な緑化」の評価認定を受けるもので、原則として一の経路の過半以上から当該緑化の部分が容易に視認できるものを対象とします。

12 13

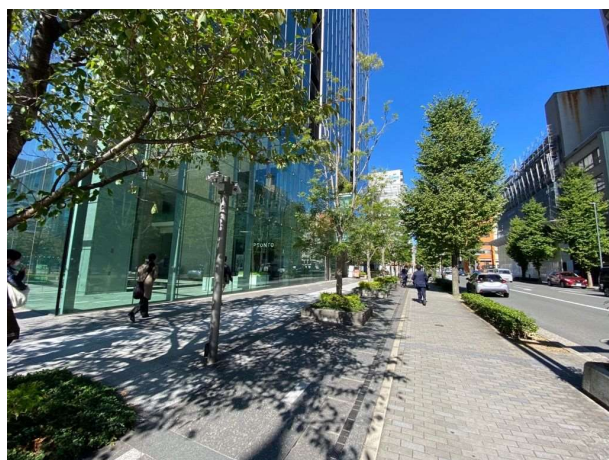
第2.4. 滞在空間の必要基準（3）参照

推奨基準 のイメージ事例



02 様々な向きで座れる歩行者の休憩場所

06 みどりによる良好な視環境の創出



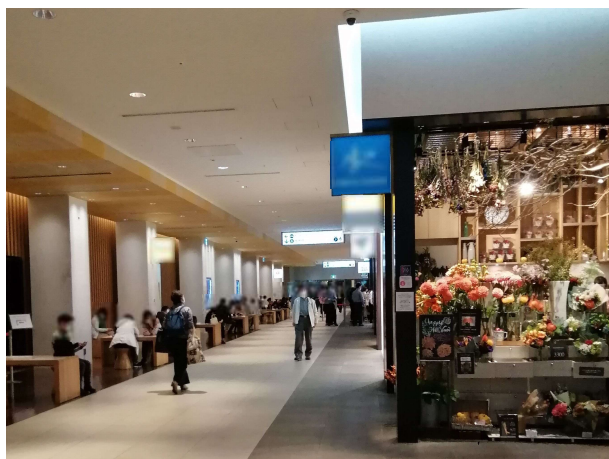
04 緑陰による日差し対策

07 高質なファサードとみどりによる顔づくり



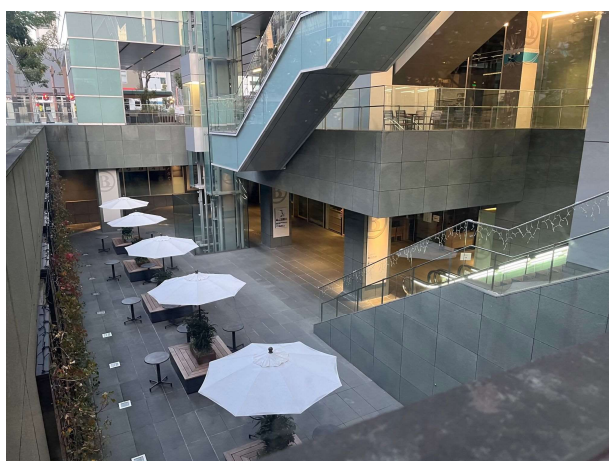
06 みどりによる良好な視環境の創出

12 通路に顔を向けた店舗による賑わいの演出



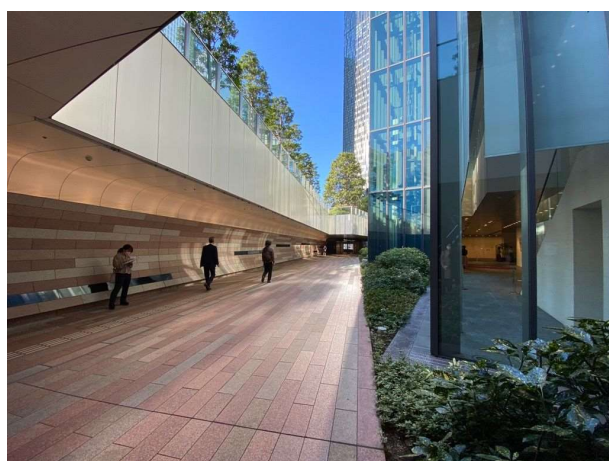
04 様々な向きで座れる歩行者の休憩場所

12 通路に顔を向けた店舗による賑わいの演出



04 地下街と連続した効果的な屋根がかり

12 通路に顔を向けた店舗による賑わいの演出



04 地下街と連続した効果的な屋根がかり

05 ミストの整備による良好な温熱環境の創出